

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和元年7月24日（水）

午後1時01分 開会

午後2時29分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（8名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	知名康司
委員	桃原朗

副委員長	濱元朝晴
委員	伊佐哲雄
委員	呉屋等
委員	岸本一徳

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（2名）

委員	知念秀明
----	------

委員	桃原功
----	-----

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東川上芳光
議事係長	平田駒子

課長	多和田眞満
担当主査	大城拓也

○ 協議案件

1. 議会改革検討項目について
2. 議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取り扱いについて
3. 所管事務調査日程等確認について
4. その他

議会運営委員会（要旨）

令和元年7月24日（水）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後1時01分）

【協議事項】

議会改革検討項目について

○伊波一男 委員長 6月21日の第2回全員協議会の中で確認された議会改革検討事項のうち、「検討主体」が本委員会となっている2項目について検討してまいりたい。事務局より資料の説明をいただきたい。

（議会事務局より資料の説明を行う）

○岸本一徳 委員 検討項目のうち、一部事務組合等の活動報告については、議会改革に関する調査特別委員会で、本会議で報告する方法までは、方針決定しているという理解でよいか。

○議会事務局 「本会議において紙で報告する」ということは決定したが、本委員会の所管である本会議における報告方法について、検討・決定していただきたい。

○岸本一徳 委員 本会議開会日の議長の「諸般の報告」において、南城市議会が議会だよりで報告しているような内容を添付・閲覧で報告するという認識でよいか。

○議会事務局 各一部事務組合選出議員が持ち帰った資料を事務局と整理しながら報告内容を作成することを想定している。

○桃原朗 委員 各一部事務組合は、年に2回ほど議会を開催しているが、報告も2回行うということによいか。

○議会事務局 各一部事務組合の議会開催時期に照らし、6月と12月の2回の報告が考えられる。

○知名康司 委員 各一部事務組合の審議の内容がわかるものを報告書としてはどうか。

○議会事務局 中部広域市町村圏事務組合については、諸般の報告で議長が参加した旨を記載し、詳細が分かる資料を添付する。倉浜衛生施設組合及び沖縄県後期高齢者医療広域連合においては、資料のみ添付する方法が考えられる。

○岸本一徳 委員 議案は配付しないのか。

○議会事務局 議案自体を配付するとボリュームが多くなることから、日程表や議決

結果等の資料を配付し、詳細は事務局保管資料を閲覧していただく方法が想定される。

○伊波一男 委員長 報告する内容、方法についてはそのように進めてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐哲雄 委員 今検討した内容は、議員間の情報共有の範囲である。将来的でもいいので、市民の皆様は議会だより等を通し報告することも検討してはどうか。

○伊波一男 委員長 今の伊佐委員の意見は、議会改革に関する調査特別委員会へ申し伝えることとしたい。

○岸本一徳 委員 倉浜衛生施設組合議会は一般質問もあるが、それも報告に入れたほうがよいか。

○桃原朗 委員 一般質問において、取り組み等の中身が精査され回答も得られるので、是非報告に入れたほうがよい。

○伊波一男 委員長 今の意見も含めて事務局と調整し報告資料を作成するというところでよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 では、6月、12月の2回を基本に議長の諸般の報告に加え一部事務組合等の報告を行うことでよろしいか。開始時期はいつからとするか。

○桃原朗 委員 早速、今年12月からとしてはどうか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 開始時期は今年12月と決定する。次に、議会改革項目の「かりゆしウェアの議場での着用」について着用可能期間の開始時期を2月1日とする方針について意見を伺いたい。

○知名康司 委員 スーツも着用可としてはどうか。

○伊波一男 委員長 かりゆしウェアを着用可とするということで、どちらも可とするものである。各委員の意見はいかがか。

○岸本一徳 委員 提案のとおり異議なし。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 かりゆしウェアを着用可能とする期間を2月1日から11月末日までとし、申し合わせ事項も改正するというところでよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 そのように改正することに決定する。

【協議結果】

議会改革検討項目について、以下のとおりを決定した。

- ①一部事務組合等の活動報告：6月、12月定例会にて諸般の報告に報告資料を添付し配付する。令和元年度12月定例会より実施。
 - ②かりゆしウェアの着用可能期間：2月1日から11月末日までとし、申し合わせ事項を改正する。
-

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取り扱いについて

○伊波一男 委員長 本件について、本委員会にて取り扱う7件に対する各委員の意見を集約してまいりたい。その前に、議会運営委員会の今後の日程を確認したい。本日、各委員の意見を伺った後、正副委員長と事務局にて回答案及び取り扱い方について集約し、次回、文案の提示を予定している。協議の状況により、各会派持ち帰り検討をしながら決定していく流れで進めてまいりたい。では、事務局へ配付資料の説明をお願いしたい。

(資料「検討事項」について事務局より説明を行う)

- 伊波一男 委員長 それでは、検討事項1「市がバスを所有すること」について各委員の意見を伺いたい。
- 知名康司 委員 取り扱いについても、今回協議することでよいか。
- 伊波一男 委員長 そのとおりである。
- 伊佐哲雄 委員 市が市民の利便性を図るためにバスを所有することについて要望するものであり、予算を執行する市に対し、意見があった旨を伝える「申し送り」となるのではないか。
- 桃原朗 委員 伊佐委員と同意見である。議会で判断することではなく、行政側が予算をつけて購入について判断すべきものとする。
- 岸本一徳 委員 議会としてどのように対応するかということであり、全会一致であれば「政策提言」もできると考える。教育委員会にて新たなバスを所有すれば、整備士の配置は不要であり、あとは、優先順位として財政措置できるかが課題と考える。
- 呉屋等 委員 議会バスについては、各議員も一般質問の中で質問や提言を行っている。教育委員会が所有する方法や、リースを含めた購入方法の検討を提言してもよいのではないか。あくまで全会一致ができればということである。
- 山城康弘 委員 呉屋委員の意見に賛成である。加えて、議会バスの使用規則の見直しについても議論してはどうか。
- 知名康司 委員 要望が多いので「政策提言」としてもよいのではないかと考える。
- 伊波一男 委員長 取扱いは、「政策提言」として協議していくことでよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

- 伊波一男 委員長 次に、検討事項2「平和な空を守る条例に関する請願を不採択にした後の市議会としての考え方について(危険性の除去策、騒音負担の軽減策、抗議要請以外の有効な手立て等)」について各委員より意見を伺いたい。
- 岸本一徳 委員 総理大臣を中心に国、県、市で構成する負担軽減推進会議及び作業部会について、近々作業部会が開かれるとの報道がされた。当該会議の当初の目的である普天間飛行場の運用停止について、しっかりと実をとっていただきたいと要望する趣旨で「政策提言」としてはどうか。国、県に向けて再度、しっかりと運用停止を求めていくことが市議会の役割と考える。
- 桃原朗 委員 岸本委員の意見のように、市議会が個別にどのような行動を起こせるかというのが、抗議要請以外の効果的な方法であるので、負担軽減推進会議及び作業部会等に対して、市議会としても何らかのアクションを起こすことで、請願が不採択になったいきさつをカバーできると考える。
- 山城康弘 委員 今回の請願の不採択の結果を受け、市民との意見交換会でもこの件について集中的に質問等がなされ、不採択としたことが悪であるかのような風潮になっていることは大変残念である。民主国家において、不採択の結果が出たことは、国の法にのっとって行っていることを理解いただきたい。そして、要請以外の今後の手だての検討については重く受け止め、先ほどの岸本委員の意見のとおり、推進会議等の中で5年以内運用停止を含め新しくしっかりと議論し提案していくべきだと考える。
- 呉屋等 委員 この意見の趣旨として、従来より行っている抗議要請以外の手立てを求めているということであれば、もう少し時間をいただき会派に持ち帰り検討したほうがよいと考える。
- 伊佐哲雄 委員 私は、本請願の紹介議員であるが、意見交換会は請願の不採択から間もない時期に開催されたものであった。山城委員の意見のとおり議会の議決は尊重すべきであり、もちろん市民の意見、請願も尊重すべきで、審議の結果の報告を行ったところであった。ご不満がたまっている中での意見というところであった。では、今後の市議会の取り組みについてどうするのかというところでは、しっかりと市民に提示する必要はあるので、慎重に会派へ持ち帰りそれぞれがどういった行動をするべきか審議の上、改めて意見を持ち寄り集約すべきと考える。
- 知名康司 委員 市民との意見交換会の中で、平和な空を守る条例を不採択にした件についてはさまざまな意見があり、どれが正しいということではないと考える。今結論を出すよりは一旦持ち帰り慎重に検討したほうがよい。
- 上地安之 議長 2点ほど確認したい。請願者が出した請願が議会で不採択になった。請願者に言わせると、危険性の除去策や負担について、条例をつくることにより規

制がかけられるという趣旨であったと思うが、それを不採択にした後に、それ以外の手立てとして、危険性の除去あるいは負担軽減をどうするのか示してもらいたいということである。まず1つ目として、不採択にした請願について、他の方法を示すよう求められれば答えなくてはならないのか。もう1つとしては、仮に回答を示すとして、「政策提言」や「申し送り」とする場合、誰に対して行うのか。市議会の意思表示を提言として誰に行うのか。市議会と行政の立場に分けられるとして、市議会は予算権者でも執行権者でもないので、行政に対し「申し送り」とした場合、この内容は行政に対するものではない。これらの見解は整理したうえで会派の検討へ持ち帰るべきではないか。

- 伊波一男 委員長 もう一度、議長の指摘も踏まえ、各委員より意見を頂戴したい。まず、宜野湾市平和な空を守る条例を不採択にした後の市議会としての考え方について伺いたい。
- 伊佐哲雄 委員 今あったさまざまな意見を整理した上で改めて会派内の意見を集約したほうがよいと考える。
- 知名康司 委員 さまざまな意見があるので、いったん持ち帰り検討したい。
- 伊波一男 委員長 検討事項2については持ち帰り検討としたい。
- 呉屋等 委員 最初、議会の中で完結すべきものと考えたが、議会としてどうしたいかということが出てきた場合に、議会だけでできることではない。そうすると、市に対し、抗議要請以外ではこういうことができるのではないかと、ということを市に呼びかけるということで、相手先は市ということになるのではないかと。皆さんにお諮りをして、その結論をもって会派に持ち帰り検討してはいかがか。
- 岸本一徳 委員 議会は、負担軽減推進会議及び作業部会に結局は対応を委ねることになるため、これは直接の回答にはならないのではないかとこの議長の意見と思うが、理屈で分けて説明すればいいのではないかと。それを会派に持ち帰り検討すればよいと考える。
- 伊波一男 委員長 では、検討事項2に関しては議会としての意見をしっかり会派内で持ち帰り検討していただきたい。では、次の検討事項3「オスプレイをどうにか県外に移してほしい。毎日うるさい」について、意見を伺いたい。
- 岸本一徳 委員 全市民そういう気持ちということを示してはどうか。
- 伊佐哲雄 委員 同意見である。
- 知名康司 委員 資料の過去の回答に基づき、「参考」としてはいかがか。
- 山城康弘 委員 これも先ほどの検討事項2とともに持ち帰り検討とし、結論と回答の方向性を協議してもよいのではないかと。
- 伊波一男 委員長 検討事項3は各会派へ持ち帰り、議論をお願いしたい。では、検討事項4「請願が不採択となった理由を伺いたい」について意見をいただきたい。
- 桃原朗 委員 資料に記載のとおり総務分科会で回答を作成している。経過と結果についてまとめており、これ以上の回答はないのではないかと考える。

- 伊波一男 委員長 取り扱いについてはいかがか。
- 桃原朗 委員 文言の追加修正等も含め、持ち帰り検討してはいかがか。
- 伊波一男 委員長 取り扱いについて、「参考」または「その他」とするかは、事務局と調整してよいか。
(「異議なし」という者あり)
- 呉屋等 委員 請願者にはどのような回答を行ったか、また、議会だよりにて公表されたのか。
- 議会事務局 請願者には、結果のみ通知している。議会だよりには、討論内容の要旨と結果を掲載している。
- 上地安之 議長 要綱により、結果のみの文書を送付している。また、議会だよりも送付し報告している。そして、請願者が個別に理由の説明を求め面会に来られた際に、討論内容の説明を行っている。
- 議会事務局 不採択とした理由への回答については、議会としての回答をそろえたほうがよいと考える。本委員会の意見は、総務分科会へ申し送りし、総務分科会で検討する方法がよいと考える。
- 呉屋等 委員 回答には、「議会だよりに掲載しているとおり」という一文を入れてはどうか。
- 伊波一男 委員長 呉屋委員の意見も踏まえ、検討を進めていくことでよろしいか。
(「異議なし」という者あり)
- 伊波一男 委員長 次回は、8月30日(金)、次々回は、9月10日(火)本会議終了後に予定したい。また、今後の予定の日程として、政策討論会全体会が9月20日(金)、定例会最終日の9月27日(金)の本会議終了後に市長への政策提言手交を予定していることを報告する。

【協議結果】

本件について、会派調整の上、次回8月30日(金)の委員会で引き続き協議することに決定する。

【協議事項】

所管事務調査日程等確認について

- 伊波一男 委員長 本件について事務局より説明いただきたい。
(資料「所管事務調査概要」について事務局より説明を行う)
- 伊波一男 委員長 スケジュール、視察内容、議会バス乗車表、留意事項等について

説明のとおり進めてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

【協議結果】

次の通り所管事務調査を実施することを確認した。

- ① 日程：7月30日(火)～8月1日(木) 3日間
- ② 人数：本委員会委員及び議長11名、随員職員2名
- ③ 調査地：東京都町田市、神奈川県横須賀市
- ④ 調査主題：議会活性化に向けた取り組みについて

【協議事項】

その他(委員会におけるタブレット使用について)

- 伊波一男 委員長 その他協議事項について、事務局より資料の説明をお願いしたい。
(資料「他市議会調査」について事務局より説明を行う)
- 呉屋等 委員 ワイファイ環境の整備状況は把握しているか。
- 議会事務局 把握していないため、調査して報告いたしたい。
- 上地安之 議長 タブレット配付の予算要求状況について説明願いたい。
- 議会事務局 3年連続で予算要求が認められていない状況であるが、今年度も政策事業へ要求してまいりたい。
- 呉屋等 委員 ワイファイの整備についても可能か確認していただきたい。また、タブレット導入の予算化を待たずとも、使用ルールの整備については先に進め、自己所有のスマートフォンやタブレットなどの活用を可能としていきたいがいかがか。今後の予算折衝においても、活用の実績が根拠となっていくと考えられる。
- 議会事務局 今回の検討事項は、まずは委員会でのタブレット等の電子機器を使用できるように、申し合わせ事項等の整備を検討するもので、それとは別に議会全体のタブレット導入は、予算化等を進めていくということによろしいか。ルール整備については、議会改革に関する調査特別委員会とも調整しながら進めることでよいか。
前回、委員会の活用においては、使用ルールの整備が必要であるという意見から、他市の状況調査依頼があり、今回結果を提示している。各委員持ち帰り、次回、使用ルールの検討を進めてはいかがか。
- 岸本一徳 委員 ルール作りについては、本委員会で検討・決定し、全員協議会等で報告する方法でよいのか。それとも議会改革特別委員会で検討する事項なのか。
- 議会事務局 本委員会で検討しているのは、委員会のみ使用について、議会改革特別委員会においては、本会議における使用について検討を行う。

○呉屋等 委員 委員会での使用について検討するに当たり、今後のタブレット導入予算化にも対応できるルール作りを先に進めてはどうか。

○伊波一男 委員長 他市のルールも参考にしながら、本市としてのベストな運用ルールを検討していき、定例会中に確定していく。個人の機器を所有する議員は12月より委員会での活用を可能とするという流れでよいか。または、議会改革特別委員会にて取り扱いを委ねるか。

○山城康弘 委員 いずれにしても申し合わせ事項の変更は必要であるため、本委員会で検討したほうがよいと考える。

○岸本一徳 委員 災害時BCPに関する検討も本委員会、または、議会改革特別委員会どちらで検討を進めたほうがよいか。

○上地安之 議長 議会改革特別委員会が今期も継続したのは、議会基本条例の見直し検討も視野に入れ取り組みを進めるためである。検討事項は当然議会改革特別委員会で検討すべきと考える。視察をとおして取りまとめた結果を議会改革へ申し送り進めていくと考える。

○伊波一男 委員長 この件については、所管事務調査を経て、議論していただきたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 では、委員会におけるタブレット使用ルールについては、各派持ち帰りとなりましたので改めて、次回の8月30日に行う議会運営委員会にて協議してまいりたい。

【協議結果】

本件について、次回8月30日（金）の委員会で引き続き協議することに決定する。

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後2時29分）